

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式



【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書
【根拠条文】 法第27条の26第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所
弁護士 橋元 勉
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】 平成18年4月30日
【提出日】 平成18年5月15日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 3
【提出形態】 連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社豊田自動織機
会社コード	6201
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、名古屋、大阪
本店所在地	愛知県刈谷市豊田町二丁目1番地

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	パミューダHM11ハミルトン、パミューディアナ・ロード34 (34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1989年11月22日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
電話番号	03-3288-7000

(2)【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			10,965,100
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 10,965,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		10,965,100
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年4月30日現在)	Q	325,840,640
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		3.37
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・（ビー・ヴィー・アイ）・ リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34 (34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1997年12月23日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ディレクター
事業内容	投資一任業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			5,880,300
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 5,880,300
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		5,880,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年4月30日現在)	Q	325,840,640
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		1.80
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし

3 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	オービス・アセット・マネジメント・リミテッド (Orbis Asset Management Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34 (34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1994年12月14日
代表者氏名	ジェイムス・ドール
代表者役職	ヴァイス・プレジデント
事業内容	投資一任業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
電話番号	03-3288-7000

(2) 【保有目的】

当社の管理下にあるファンドの資産運用のための投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			140,300
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 140,300
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		140,300
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成18年4月30日現在)	Q	325,840,640
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.04
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		—

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2) 【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券 (株)			
新株予約権証券 (株)	A	--	F
新株予約権付社債券 (株)	B	--	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 年 月 日現在)	Q
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(Orbis Investment Management Limited)

オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド
(Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)

オービス・アセット・マネジメント・リミテッド
(Orbis Asset Management Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			16,985,700
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K	L	M 16,985,700
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O		16,985,700
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年4月30日現在)	Q	325,840,640
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)		5.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		-

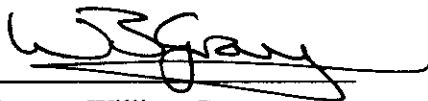
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Orbis Investment Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of Bermuda, with its principal office at 34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda (the "Company"), does hereby constitute and appoint Mr. Tsutomu Hashimoto, attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deems necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by William Gray, this 8th day of May, 2006.

Orbis Investment Management Limited

By:



Name: William Gray

Title: Director

[訳 文]

委 任 状

バミューダ法に準拠して設立され、存続し、バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34に本店を有するオービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である橋元勉氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23、第27条の25及び第27条の26に定める報告書及び届出書並びにこれらの訂正（以下「本報告書及び本届出書」という。）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること並びに本報告書及び本届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年5月8日、ウィリアム・グレイをして本委任状に適法に署名せしめた。

オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド

（署 名）

氏名： ウィリアム・グレイ

肩書： ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 橋元 勉



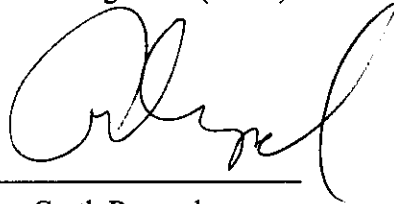
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited, a corporation organized and existing under the laws of the British Virgin Islands, with its principal office at 34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda (the "Company"), does hereby constitute and appoint Mr. Tsutomu Hashimoto, attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deems necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Garth Rempel, this 8th day of May, 2006.

Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited

By: _____



Name: Garth Rempel

Title: Director

[訳 文]

委 任 状

英領ヴァージン諸島法に準拠して設立され、存続し、バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34に本店を有するオービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド(「当社」)は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である橋元勉氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当社を代理して日本国証券取引法第27条の23、第27条の25及び第27条の26に定める報告書及び届出書並びにこれらの訂正(以下「本報告書及び本届出書」という。)を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること並びに本報告書及び本届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年5月8日、ガス・レンペルをして本委任状に適法に署名せしめた。

オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド

(署 名)

氏名： ガス・レンペル

肩書： ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 橋元 勉



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Orbis Asset Management Limited, a corporation organized and existing under the laws of Bermuda, with its principal office at 34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda (the "Company"), does hereby constitute and appoint Mr. Tsutomu Hashimoto, attorney of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with the power to execute and file with the Director-General of the Kanto Local Finance Bureau of Japan, for and on behalf of the Company, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agent and attorney-in-fact deems necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be duly signed by Hugh Gillespie, this 8th day of May, 2006.

Orbis Asset Management Limited

By: 

Name: Hugh Gillespie

Title: Director

[訳 文]

委 任 状

バミューダ法に準拠して設立され、存続し、バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34に本店を有するオービス・アセット・マネジメント・リミテッド（「当社」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士である橋元勉氏を当社の真正かつ適法な代理人に選任・指名し当社を代理して日本国証券取引法第27条の23、第27条の25及び第27条の26に定める報告書及び届出書並びにこれらの訂正（以下「本報告書及び本届出書」という。）を作成し、これを日本国関東財務局長に提出すること並びに本報告書及び本届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、当社は、2006年5月8日、ヒュー・ギレスピーをして本委任状に適法に署名せしめた。

オービス・アセット・マネジメント・リミテッド

（署名）

氏名： ヒュー・ギレスピー
肩書： ディレクター

上記正訳致しました。

弁護士 橋元 勉

